

附則

（実施期日）

この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

（約款の変更）

平成 31 年 3 月 31 日時点において株式会社ジェイコム大田、株式会社ジェイコム中野、株式会社ジェイコム日野、株式会社ジェイコム多摩、株式会社ジェイコム八王子、株式会社ジェイコム足立、株式会社ジェイコム武蔵野三鷹、株式会社ジェイコム川口戸田、株式会社ジェイコム北関東、株式会社ジェイコム南横浜、株式会社ジェイコム千葉セントラル、株式会社ジェイコム市川および株式会社ジェイコム東葛葛飾（以下「再編前ジェイコム各社」といいます）ならびに表題記載の各社の本名称の約款は、平成 31 年 4 月 1 日をもって本約款に変更するものとします。

（債権債務の承継）

平成 31 年 3 月 31 日時点において再編前ジェイコム各社が有する債権はこの改正規定実施の日において、株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本または株式会社ジェイコム千葉が承継するものとし、その請求その他の取扱いについては、本約款に基づくものとします。

（改正前の規定による手続き等の効力）

再編後ジェイコム各社は、契約者が再編前ジェイコム各社の規定に基づき行った行為を、本約款に基づきなされた行為とみなします。

（一部継続事項について）

改正前の経過措置について以下を継続します。

1 株式会社ジェイコム東京

（実施期日）

この改正規定は、平成 31 年 2 月 1 日から実施します。

（経過措置）

この改正規定実施の日から一部局（東京北局、港・新宿局、武蔵野三鷹局）について本約款に定める定期契約の種別で特別定期、第 2 種特別定期について新規申込みを停止いたします。

2 株式会社ジェイコム千葉

（実施期日）

この改正規定は、平成 31 年 2 月 1 日から実施します。

（経過措置）

この改正規定実施の日から一部局（YY 船橋習志野局、）について本約款に定める定期契約の種別で特別定期、第 2 種特別定期について新規申込みを停止いたします。

3 表題記載の各社

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 3 月 1 日から実施します。

なお、料金表Ⅱの第 7 条および第 13 条の変更については、同実施日以降の提供に適用し、変更前に既に提供を受けている場合は従前の条件で提供いたします。

(経過措置)

当社は、この改正規定実施の日から平成 33 年 2 月 28 日までの間に、新たに J:COM TV スタANDARDサービスに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、平成 33 年 3 月 31 日まで以下の条件を適用します。

(1) J:COM TV スタANDARD基本番組使用料を 4,095 円（税別）とします。

(2) 第 7 条（最低利用期間）を適用しません。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 5 月 9 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 6 月 1 日から実施します。

(約款の変更)

2019 年 5 月 31 日時点において株式会社ジェイコムイーストならびに表題記載の各社の本名称の約款は、2019 年 6 月 1 日をもって本約款に変更するものとします。

(債権債務の承継)

2019 年 5 月 31 日時点において株式会社ジェイコムイーストが有する債権債務はこの改正規定実施の日において、株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本または株式会社ジェイコム千葉が承継するものとし、その請求その他の取扱いについては、本約款に基づくものとします。

(改正前の規定による手続き等の効力)

前項にて承継を行ったジェイコム各社は、契約者が株式会社ジェイコムイーストの規定に基づき行った行為を、本約款に基づきなされた行為とみなします。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 8 月 1 日から実施します。

ただし、2019 年 7 月 31 日までに料金表Ⅱに定める定期契約を申込みの場合は、申込み時の約款に基づくものとします。

(実施期日)

この改正規定は、2019年9月1日から実施します。

ただし、2019年8月31日までに料金表Ⅱに定める定期契約を申込みの場合は、申込み時の約款に基づくものとします。

(実施期日)

この改正規定は、2019年10月1日から実施します。

(経過措置)

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額（地方消費税を含む）は、本約款に定めるとおりとします。この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

この改正規定は、2019年11月28日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年1月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年5月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年9月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年11月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年12月2日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年2月4日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年2月17日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年3月30日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年4月1日から実施します。

（経過措置）

当社は、この改正規定実施の日から 2023 年 2 月 28 日までの間に、新たに J:COM TV スタンダードサービスに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、2023 年 3 月 31 日まで以下の条件を適用します。

（1）J:COM TV スタンダード基本番組使用料を 4,095 円（税込 4,504 円）とします。

（2）第 5 条（最低利用期間）を適用しません。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

（実施期日）

この改正規定は、2021 年 6 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2021 年 7 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2021 年 10 月 13 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2021 年 11 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2021 年 12 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2022 年 1 月 15 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2022 年 4 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2022 年 7 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2022 年 9 月 28 日から実施します。

ただし、別表 定期契約（2022 年 6 月 30 日までにご契約のお客さま）のブルーレイ HDR 長期契約タイプの改定後の解除料金の適用開始日は 2022 年 10 月 1 日とします。

（実施期日）

この改正規定は、2023 年 1 月 25 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2023 年 3 月 1 日から実施します。

J:COM TV サービス

（実施期日）

この改正規定は、2023 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

当社は、この改正規定実施の日から 2025 年 2 月 28 日までの間に、新たに J:COM TV スタンダードサービスに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、2025 年 3 月 31 日まで以下の条件を適用します。

（1）J:COM TV スタンダード基本番組使用料を 4,095 円（税込 4,504 円）とします。

（2）第 5 条（最低利用期間）を適用しません。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。